

令和4年度下関市プレミアム付商品券発行並びに運営補助業務委託仕様書

1. 業務名

下関市プレミアム付商品券発行並びに運営補助業務

2. 目的

下関商工会議所は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、市内の消費減少による経済活動の縮小が続いていることから、消費喚起による地域経済の活性化を図るため、商店等で使用できるプレミアム付商品券を発行する。

3. 商品券の概略

(1) 商品券の内容

名 称：下関市プレミアム付商品券

発 行 総 額：26億円（プレミアム分6億円を含む）

発 行 総 数：20万セット

1セット当たりの発行額：13,000円

（1セット額面1,000円券13枚、

内訳：全店舗共通券7枚、中・小規模店舗専用券6枚）

1セット当たりの販売額：10,000円

利 用 期 間：令和4年7月1日～令和4年10月31日

購 入 対 象 者：下関市内在住者

購 入 限 度：1人5セットまで

販 売 方 法：インターネットまたはハガキ予約により購入者を決定（応募者多数の場合は抽選）。市内郵便局にて引換販売。なお、市内2ヶ所以上にて休日引換を実施する。

利用可能店舗：市内にある事業者で商工会議所に申し込みがあり、加盟店として認められた店舗等

(2) 商品券の使用対象とならない商品又は役務

（ア）明らかな資産形成であり、消費の下支えとはいいがたい不動産や金融商品など

（イ）たばこ

（ウ）換金性の高い、商品券やプリペイドカードなど

（エ）風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

（オ）国税、地方税や使用料などの公租公課

（カ）その他、取扱店が商品券の使用対象外とする商品、または、商品券の使用を制限している商品

(3)加盟店禁止行為

- (ア)商品券及び関係書類を、偽造、模造及び加工すること。
- (イ)事業決済資金(買掛金、未払金等)としての流用や出資。
- (ウ)商品券を購入した者が自社商品の購買に商品券を活用すること。
- (エ)商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為。
- (オ)商品券を事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いること。

(4)その他の留意事項

- (ア)利用可能店舗において利用期間内に限り利用できる。
- (イ)購入後の商品券は返品できない。
- (ウ)現金との引換はしない。
- (エ)釣り銭は支払わない。
- (オ)盗難、紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者は責を負わない。

4. 業務の内容

(1)業務の管理及び実施体制

当会議所は事務局を開設し本業務を統括し、受託者は契約期間中、業務を補助する。
当会議所と受託者は、常に連絡の取れる人員を配置し、適正かつ確実な業務遂行体制を構築する。

(業務内容)

- (ア)業務の遂行に必要な準備（予約販売システムの構築・商品券の広報・利用可能店舗への対応等）
- (イ)業務（予約引換所・取扱店事務・換金事務）マニュアルの作成
- (ウ)店舗並びに消費者からの問合せ等の対応

(2)予約販売（インターネットとハガキによる購入申込）に係るシステムの構築および予約ハガキの印刷、配送

店舗一覧表を作成後、インターネット及びハガキによる購入申込の販売システムを構築し、申込者のデータを作成管理する。申込金額が予定金額を超えた場合には、電子システム上の自動抽選とし、市外在住者及び重複申込はできないようにする。データ流出の防止及び管理の徹底を図る。

(業務内容)

- (ア)インターネットによる予約販売システムの構築
- (イ)予約ハガキの印刷、配送
- (ウ)インターネット及びハガキ予約者のデータの管理、市外在住者及び重複申込者の削除
- (エ)抽選結果ハガキ（当選・落選通知）の作成及び発送

- (オ)購入予約額が予定額を超えた場合の抽選機能を構築
- (カ)購入予約額が予定額を下回った場合の再抽選機能を構築
- (キ)業務の遂行に必要な準備

(3) 商品券の作成

商品券には、偽造及び模造防止のための策を講じ、引換販売開始日に利用者が引換できるように準備する。

(業務内容)

- (ア)商品券のデザイン作成
- (イ)偽造及び模造防止策を施した商品券の印刷
- (ウ)引換販売所への配送

(4) 商品券事業の広報

市民等に対し、効果的に本事業の広報を実施する。

(業務内容)

- (ア)契約後、速やかに専用ホームページを開設併せて各種情報の随時更新を行う
- (イ)商品券の完売に向けた市民等への効果的な広報
- (ウ)商品券の使用に向けた市民等への効果的な広報
- (エ)その他

(5) 商品券の販売

公平性・負担軽減及び新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、インターネットとハガキによる購入申込後の抽選販売とする。なお、商品券の引換販売所は、市内にある郵便局並びに商工会議所の指定する引換場所(市内2ヶ所以上)とする。

(業務内容)

- (ア)本所の指定する場所までの商品券の配送
- (イ)引換販売所の一覧表の作成
- (ウ)予約販売の運営マニュアルの作成(留意事項及び運営方法等の周知)
- (エ)引換販売所からの問い合わせの対応
- (オ)予約申込み多数の場合、公正な抽選のできるシステムの開発
- (カ)抽選結果の通知
- (キ)販売業務にかかる補助
- (ク)その他

(6) 利用可能店舗への対応

利用可能店舗は、当会議所が募集及び審査を実施し決定する。
なお、次に掲げる事業者は登録を認めない。

- (ア)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条5項に規定する性風俗関連特殊営業を行なっている事業者
- (イ)特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (ウ)『3-(2)商品券の使用対象とならない商品又は役務』に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (エ)役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

(業務内容)

- (ア)加盟申請の受付補助、加盟店データの作成補助並びに保管
- (イ)申請者への審査結果の通知並びに利用可能店舗の一覧表(第1版5万部、第2版5万部を想定)の作成
- (ウ)利用可能店舗であることを証する2種類のステッカー等の作成
- (エ)加盟店への必要書類の送付
- (オ)各種問い合わせの対応

(7)利用者への対応

当会議所及び受託者は、利用者への対応のため、適切な人員を配置することとし、問合せ等に対して誠実に応対する。

(業務内容)

- (ア)専用回線を設置した事務局の設置、運営
- (イ)利用者との対応マニュアルの作成
- (ウ)利用者からの問い合わせ等の対応
- (エ)その他

(8)商品券の保管および配送

商品券は現金と同様の取り扱いが必要なため、保管および配送時には十分なセキュリティ対策を講じる。

(業務内容)

- (ア)商品券の作成から廃棄までに発生する、商品券の保管及び配送

(9)商品券の換金

利用可能店舗からの使用済み商品券の換金の請求に対して、円滑に手続きできるようにする。換金業務を完了するまで商品券の売上金等を適切に管理するとともに、換金時において商品券とデータとで枚数相違の場合、原因究明を行い、責任を持って対応する。使用済み商品券は、安全かつ確実に廃棄することとし、廃棄に関しては、換

金手続きに影響が出ないように考慮する。

(業務内容)

- (ア)使用済み商品券の枚数等の確認
- (イ)使用済み商品券の適切な処分
- (ウ)商品券の真贋判定ができるマニュアルの作成
- (エ)その他

(10)情報の管理

本事業で得た情報については、適切に管理するとともに、効果の測定業務に活用する。

(業務内容)

- (ア)本委託業務の実施に伴い収集したデータの適切な管理
- (イ)換金業務に必要なデータの作成、システムの構築
- (ウ)各種データの作成
- (エ)その他

5. 契約期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

6. 留意事項

予算の都合により、提示金額についてご相談させていただくことがある。